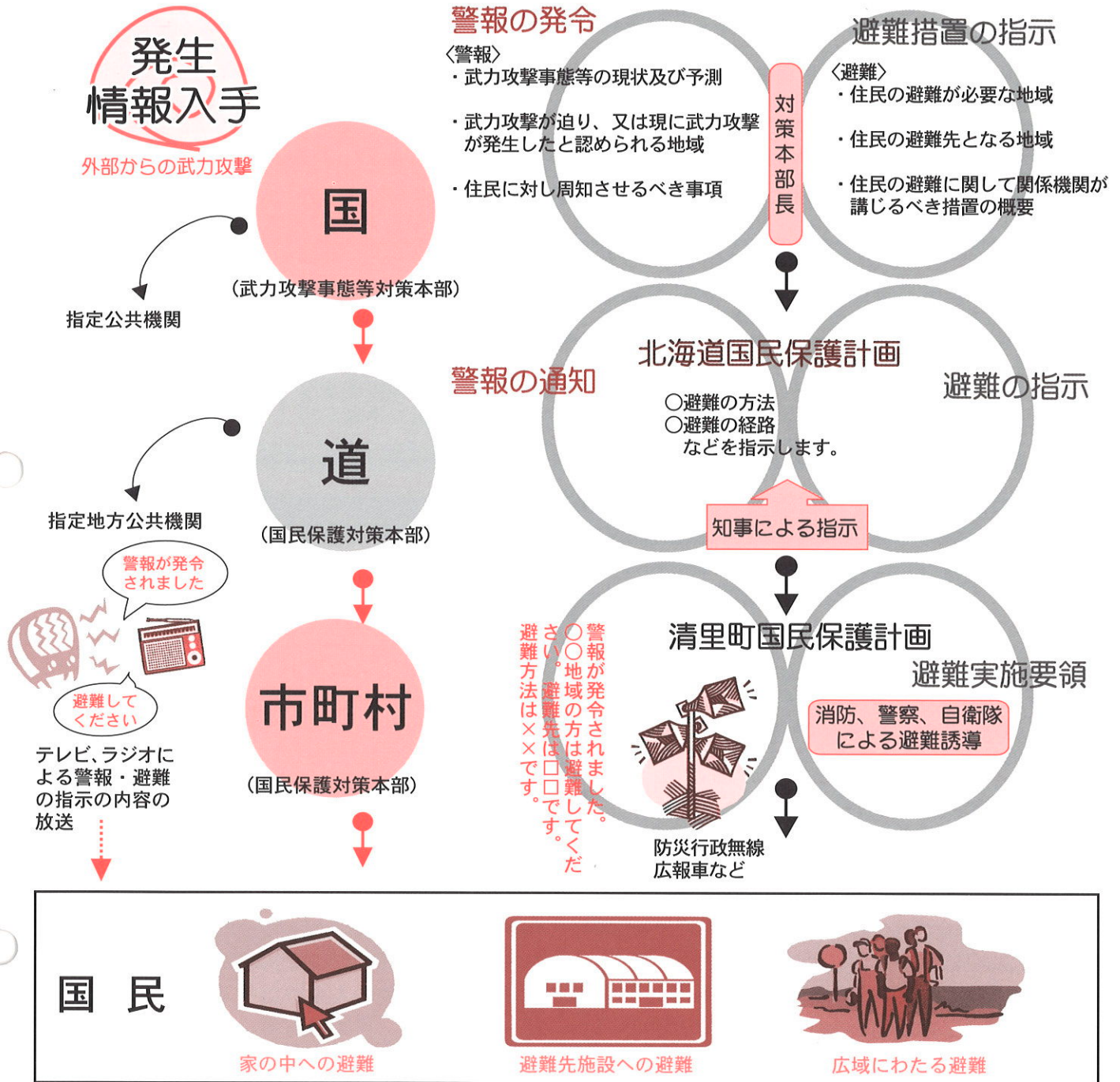


# 第3編 武力攻撃事態等への対処

## ■住民の避難

## = 基本指針 =



## ■避難住民の救援

町は、北海道から救援の実施にかかる指示を受けたときは、関係機関等の協力を得て、救援に関する措置を行います。

- |  |                          |
|--|--------------------------|
| ① 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与                     | ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与または貸付 |
| ③ 医療の提供及び助産                              | ④ 被災者の捜索及び救出             |
| ⑤ 埋葬及び火葬                                 | ⑥ 電話その他の通信設備の提供          |
| ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理                      | ⑧ 学用品の給与                 |
| ⑨ 死体の捜索及び処理                              |                          |
| ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、木材等、支障物の除去 |                          |



### = 関係機関等との連携 =

北海道、他の市町村、日本赤十字社、医療機関、運送事業者、自治会、自主防災組織、ボランティア等に対し、必要な支援・協力を要請します。